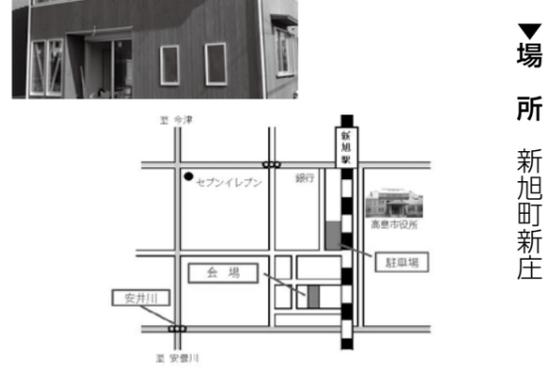


「高島の木の家」完成！ 内覧会にお越しください

高島の木の家づくりネットワークでは、地元のスギを活かし無垢材の香りと温もりを体感していただけるモデル住宅「高島の木の家」による、地域材の利用啓発に取り組んでいます。

▼日時
10月13日(土)
10時～完成セレモニー
13時～16時 内覧会
10月14日(日)
10時～16時 内覧会
午後 記念「落語会」
桂 優々さん 来演



高島市出身 桂米朝一門

地域資源を活用した家づくりを国・県・市は支援しています

国土交通省が行う平成24年度地域型住宅ブランド化事業に、高島の木の家づくりネットワークが採択されました。

この事業は、地域の資源を活用して気候・風土にあった良質で特徴的な「地域型住宅」の供給に取り組む中小工務店などで構成するグループを支援する補助事業で、全国で363のグループが、滋賀県では4グループが事業の採択を受けています。

高島の木の家づくりネットワークで次の要件を満たして住宅を新築する場合は、最大120万円の補助を受けることができます。また、高島市内産材を活用することから、「地域材活用住まい手等事業補助金(市) 最大60万円」や「木の香る淡海の家推進事業(県) 最大40万円」をあわせて

受けることができます。

《補助要件》
・「高島の木の家」認定を受けること。
・長期優良住宅であること。(長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の事です。詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください)

・平成25年1月末までに工事請負契約等が整い補助金交付申請ができるものに限ります。

高島の木の家づくりネットワーク
(今津ヴォーリズ資料館内)
☎(20) 1179

岡森林水産課
☎(25) 8512

10月1日から

障害者虐待防止法が始まります

障害者の権利や尊厳を守るための『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)』ができました。

障害者虐待は、家族や親族、同居している人など日常の世話やお金の管理をしている人からの虐待だけではなくありません。障害者福祉施設などの職員や障害者も雇用している事業主による虐待も

障害者虐待に含まれます。虐待に気づいた人は行政機関などに通報することが義務付けられています。気になることがあれば、次の相談機関にご相談ください。相談・通報者の秘密は守られます。

▼このような行為は障がい者虐待にあたります

虐待の種類	具体例
身体的虐待	平手打ちにする、殴る、蹴る、つねる、縛り付ける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる など
性的虐待	性交、性器への接触、裸にする、キスをする、障がい者にわいせつな話をする など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する など
放棄・放任(ネグレクト)	十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない など

- 障がい者相談支援センター コンパス ☎(22) 5553
- 障がい福祉課または各健康いきいき応援センター(各保健センター)

障がい者相談支援センター「コンパス」にご相談ください

コンパスは、障がいのある方がワンストップでわかりやすく気軽に相談できる総合相談窓口のセンターとして、今年4月にオープンしました。

●どこにあるの?
今津老人福祉センター内(今津町弘川204番地1) だよ

●連絡先は?
☎(22) 5553
☎(22) 6161
✉ conpass@swan.ocn.ne.jp ですよ

●相談できる人は?
障がいのある方(障がい種別・手帳の有無を問わない)やその家族など だよ

●相談方法は?
・自宅や事業所など相談しやすい場所での訪問相談
・コンパス内での来所相談
・電話相談 などです。

●相談受付時間は?
月～土曜日 9時～18時(必要に応じて曜日・時間の調整はします)

●巡回相談をスタートします
障がいのある方より身近な場所で相談に応じられるように10月から、保健センターまたは支所で毎月1回巡回相談を行います。(予約制)希望の方はコンパスまでご連絡ください。

高島…第1火曜 安曇川…第4水曜
朽木…第1金曜 マキノ…第4木曜



コンパスは羅針盤という意味だよ

お気軽にお立ち寄りください

岡障がい福祉課 ☎(25) 8516